

# 入間川流域緊急治水対策プロジェクトに 関する説明会（（仮称）越辺川遊水地）

令和5年2月6日、13日

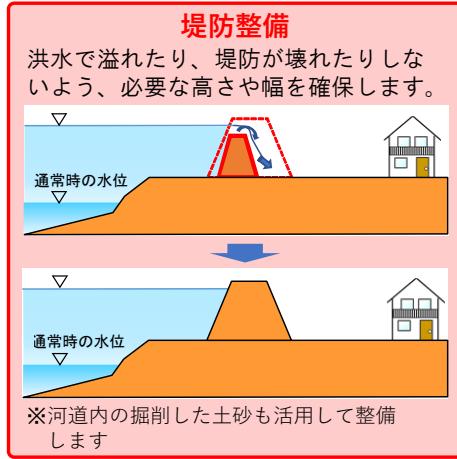
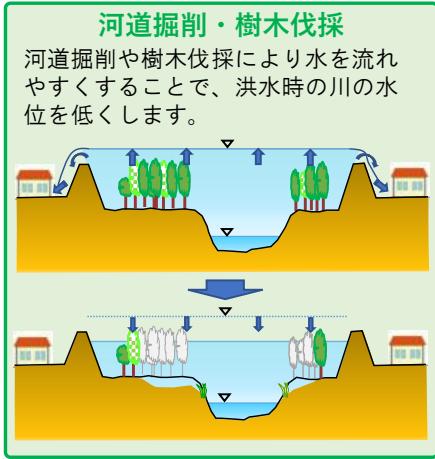
荒川上流河川事務所

1. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について ……P2
2. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯 ……P3
3. (仮称)越辺川遊水地の計画について ……P4
4. (仮称)越辺川遊水地の標準的な形状について ……P5
5. 用排水路の付け替えについて ……P7
6. 道路機能の確保について ……P8
7. (仮称)越辺川遊水地整備計画予定地のアンケート調査について…P9
8. 遊水地整備に関するこれまでの主なご質問に  
対する荒川上流河川事務所の考え方 ……P12
9. 遊水地整備後の内水への影響について ……P23
10. 農地、農業用施設が被災した場合の復旧方法について ……P24
11. 今後のスケジュールについて ……P27

# 1. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について

【R5.1月末時点】

- 令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、再度災害を防ぐことを目標に、令和6年度までに河道掘削、堤防整備等を実施し、遊水地整備を進めていきます。
- 減災に向けた更なる取組として、関係機関等が連携し、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図ります。

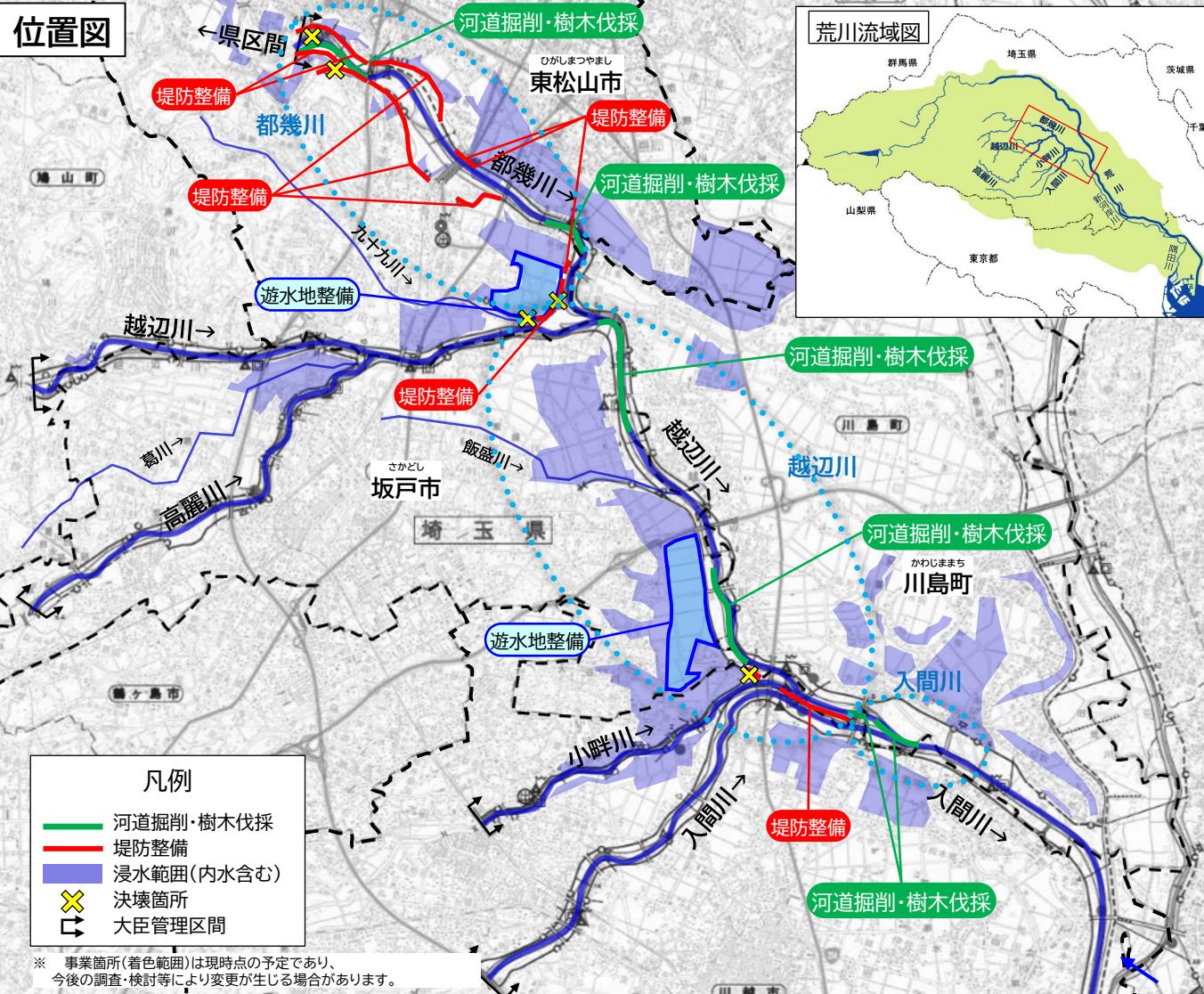


## 【整備手順の考え方と進捗状況】

河道掘削は上下流バランスを踏まえ、下流入間川区間から実施し、全体的な水位低下を図ります。並行して都幾川区間では堤防整備を先行的に進め、安全に流せる洪水の量を増加させます。

河川	項目	進捗	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
			入間川	河道掘削・樹木伐採 約67万m3	96.1%	測量	施工		
入間川	用地取得	100.0%			用地調査・用地取得(河道掘削)				
越辺川	河道掘削・樹木伐採 約60万m3	19.9%			測量	施工			
	堤防整備 約13万m3	100.0%			施工				
	遊水地整備		検討		測量		施工		
	用地取得	87.8%			用地調査・用地取得(河道掘削)	用地調査・用地取得(遊水地)			
都幾川	河道掘削・樹木伐採 約12万m3	0%			測量		施工		
	堤防整備 約54万m3	19.7%			測量	施工			
	遊水地整備		検討		測量		施工		
	用地取得	84.1%			用地調査・用地取得(河道掘削・築堤)	用地調査・用地取得(遊水地)			

※ 数量・スケジュールは現時点での予定であり、今後の調査・検討等により変更が生じる場合があります。  
 ※ 上記の対策の他、河川管理上必要な対策を行う場合があります。  
 ※ 国管理区間のみの進捗状況を示しています。



## 東松山市 あずま町地先 (都幾川右岸3.0k付近)



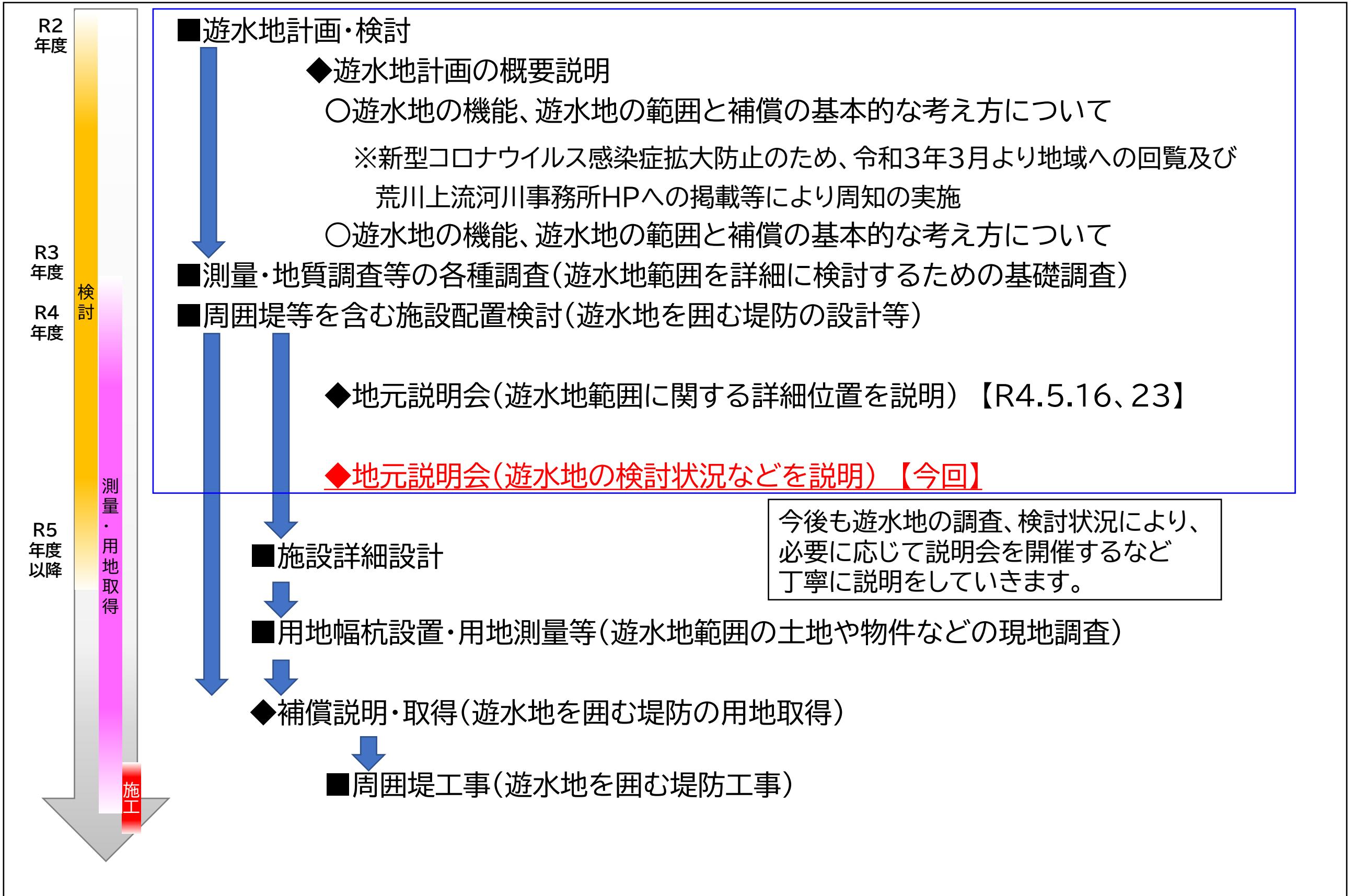
完成後(堤防整備と樹木伐採による流下能力の向上)



## 簡易型河川監視カメラ・越水センサー設置状況



## 2. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯



※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めていきます。

※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。

# 3. (仮称) 越辺川遊水地の計画について

令和4年5月説明会資料再掲

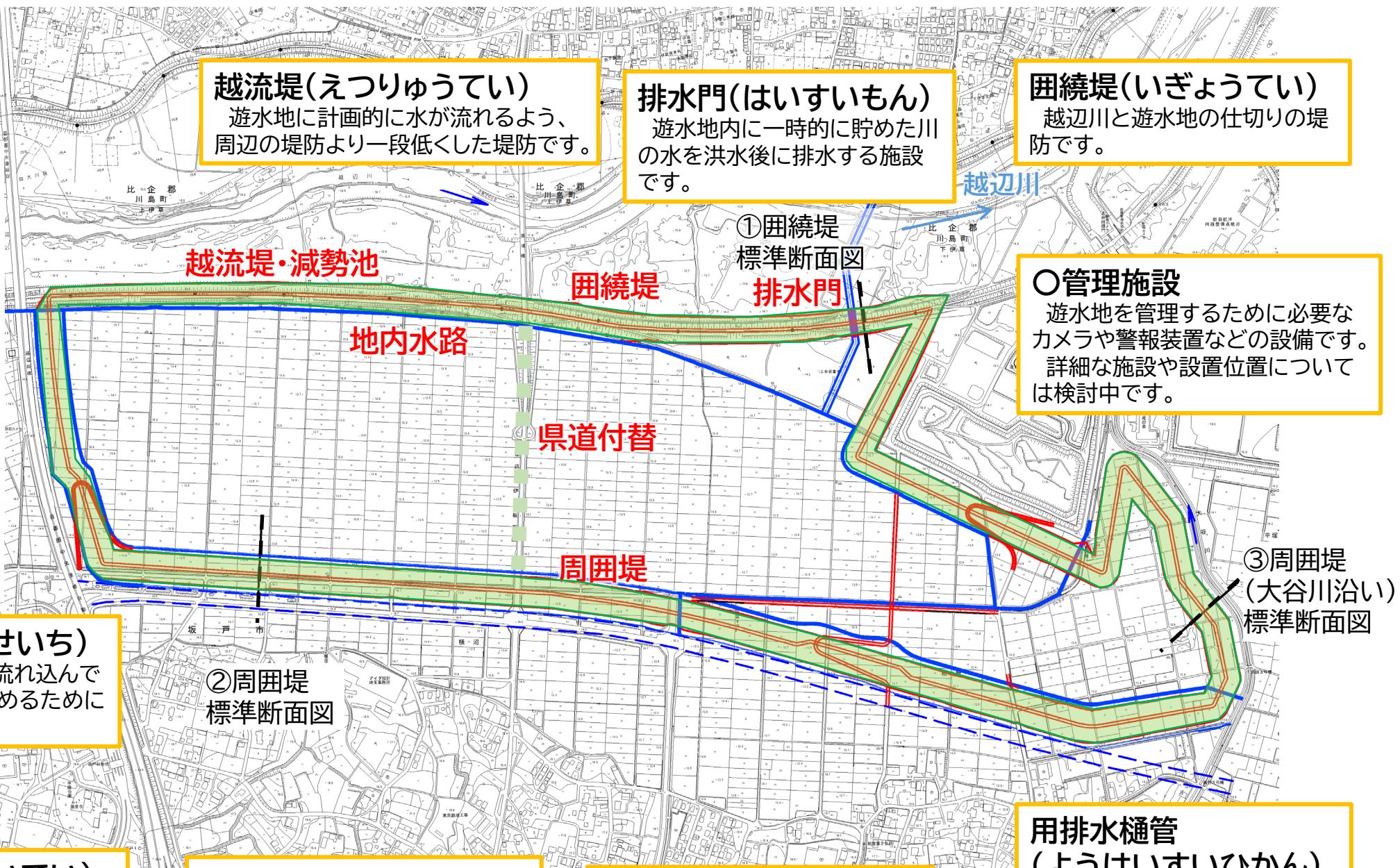
- ・現時点の周囲堤、越流堤、減勢池、地内水路、排水門等の位置を示します。
- ・用排水樋管、初期湛水池の位置や規模については引き続き検討を行っていきます。
- ・各施設の具体的な構造などについても、引き続き詳細な設計を行っていきます。

**○浮遊ゴミ対策施設 等**  
遊水地で整備する施設にあわせた土砂、ゴミの拡散防止対策について他事例も踏まえながらできるだけ遊水地内に流入しないように対策について検討していきます。

**■浮遊ごみ対策の設置イメージ**



牟田遊水地 (多久市南多久町) の貯留状況  
(7/13 15:30頃)  
写真: 網場の稼働事例(牟田部遊水池)  
出典 九州地方整備局ホームページ



**越流堤(えつりゅうてい)**  
遊水地に計画的に水が流れるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。

**排水門(はいすいもん)**  
遊水地内に一時的に貯めた川の水を洪水後に排水する施設です。

**囲繞堤(いぎょうてい)**  
越辺川と遊水地の仕切りの堤防です。

**○管理施設**  
遊水地を管理するために必要なカメラや警報装置などの設備です。詳細な施設や設置位置については検討中です。

**減勢池(げんせいち)**  
越流堤を越えて流れ込んでくる水の勢いを弱めるために設ける施設です。

**周囲堤(しゅういてい)**  
遊水地を囲む堤防です。

**地内水路(ちないすいろ)**  
洪水時に越流堤を越えた水を初期湛水池に流下させるための水路です。

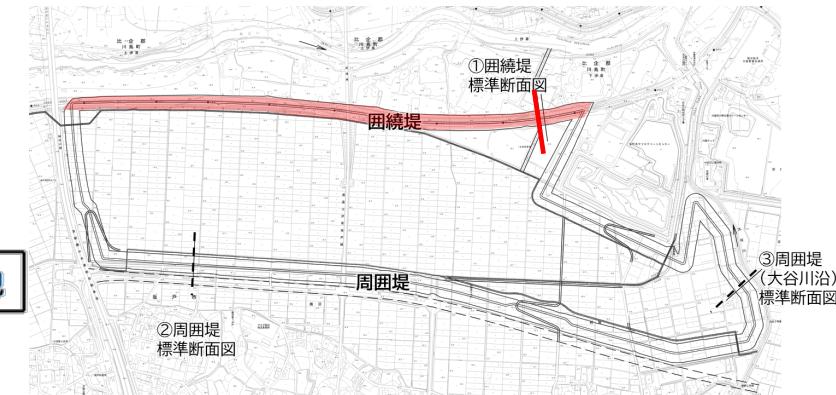
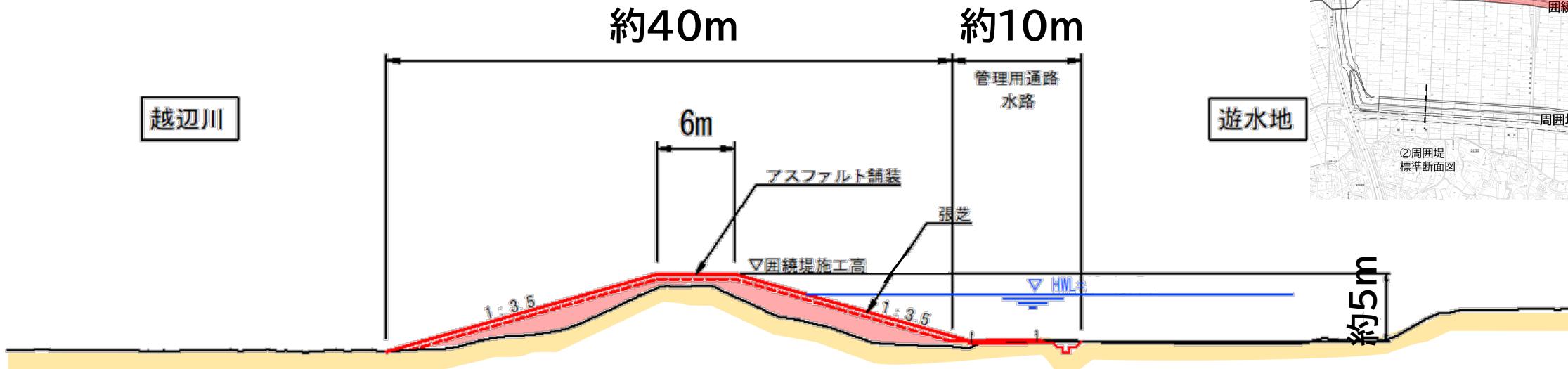
**初期湛水池(しょきたんすいち)**  
初期の洪水を貯めるための施設です。位置や規模については、引き続き検討していく。

**用排水樋管(ようはいすいひかん)**  
用排水路を遊水地内に入れるための施設です。  
※遊水地整備に伴う内水への影響を検討し、影響が生じる場合には回避する対策を検討していきます。

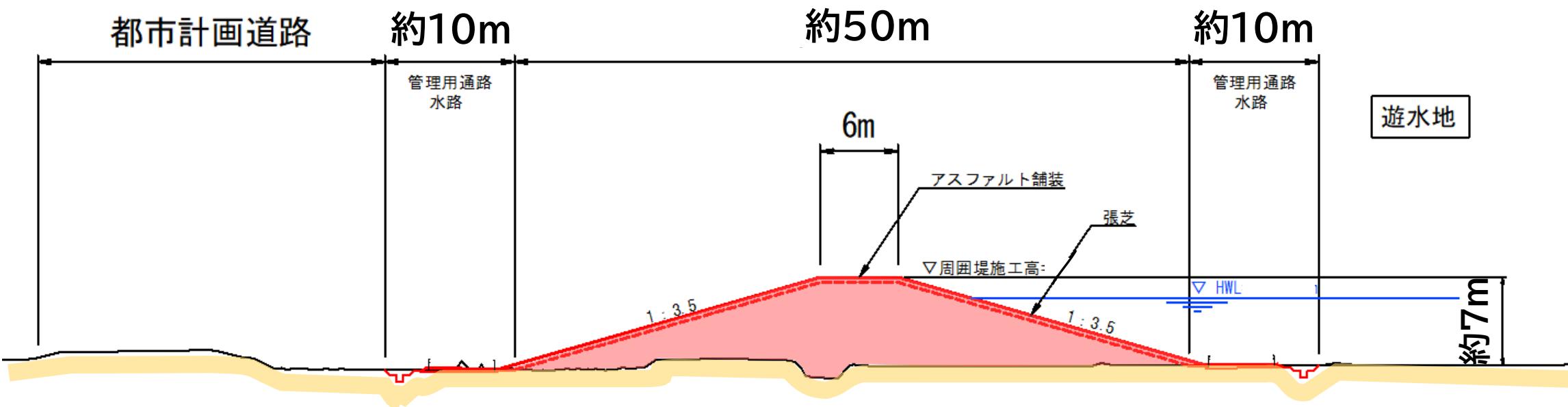
# 4. (仮称) 越辺川遊水地の標準的な形状について①

令和4年5月説明会資料再掲

① 囲繞堤(いぎょうてい)  
・越辺川と遊水地の仕切りの堤防です。



② 周囲堤(しゅういてい)  
・遊水地を囲む堤防です。  
・現地状況により、坂路や樋管を設置します。



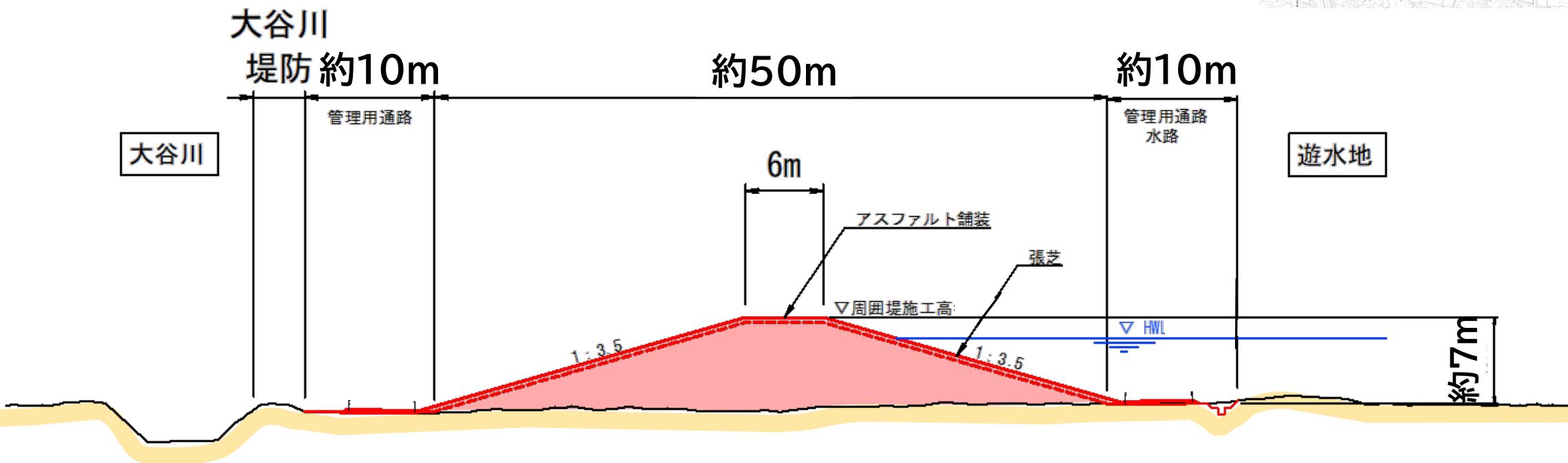
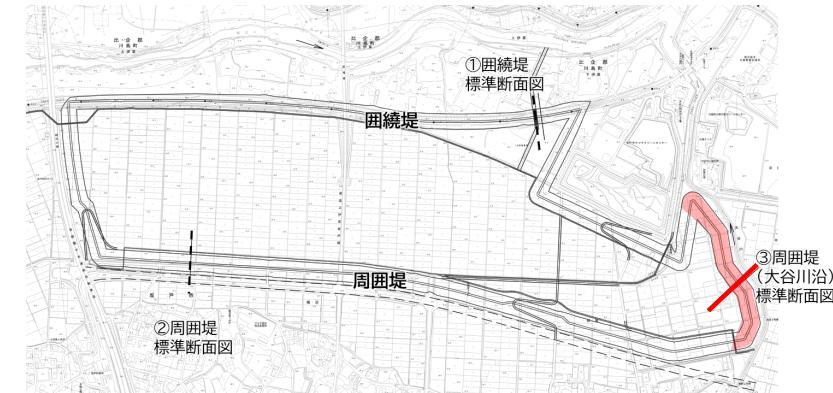
※本図面は令和5年1月時点のものであり、決定したものではありません。

# 4. (仮称)越辺川遊水地の標準的な形状について②

令和4年5月説明会資料再掲

R5.2.6,13  
入間川P説明会配布資料

- ③周囲堤大谷川沿い(しゅういていおおやがわぞい)
  - ・遊水地を囲む大谷川沿いの堤防です。
  - ・越辺川の計画に合わせた堤防の高さ・幅で整備します。



- ④越流堤(えつりゅうてい)
  - ・遊水地に計画的に水が流れるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。
  - ・越流堤の位置、構造、高さ、幅については、現在検討中です。

※本図面は令和5年1月時点のものであり、決定したものではありません。

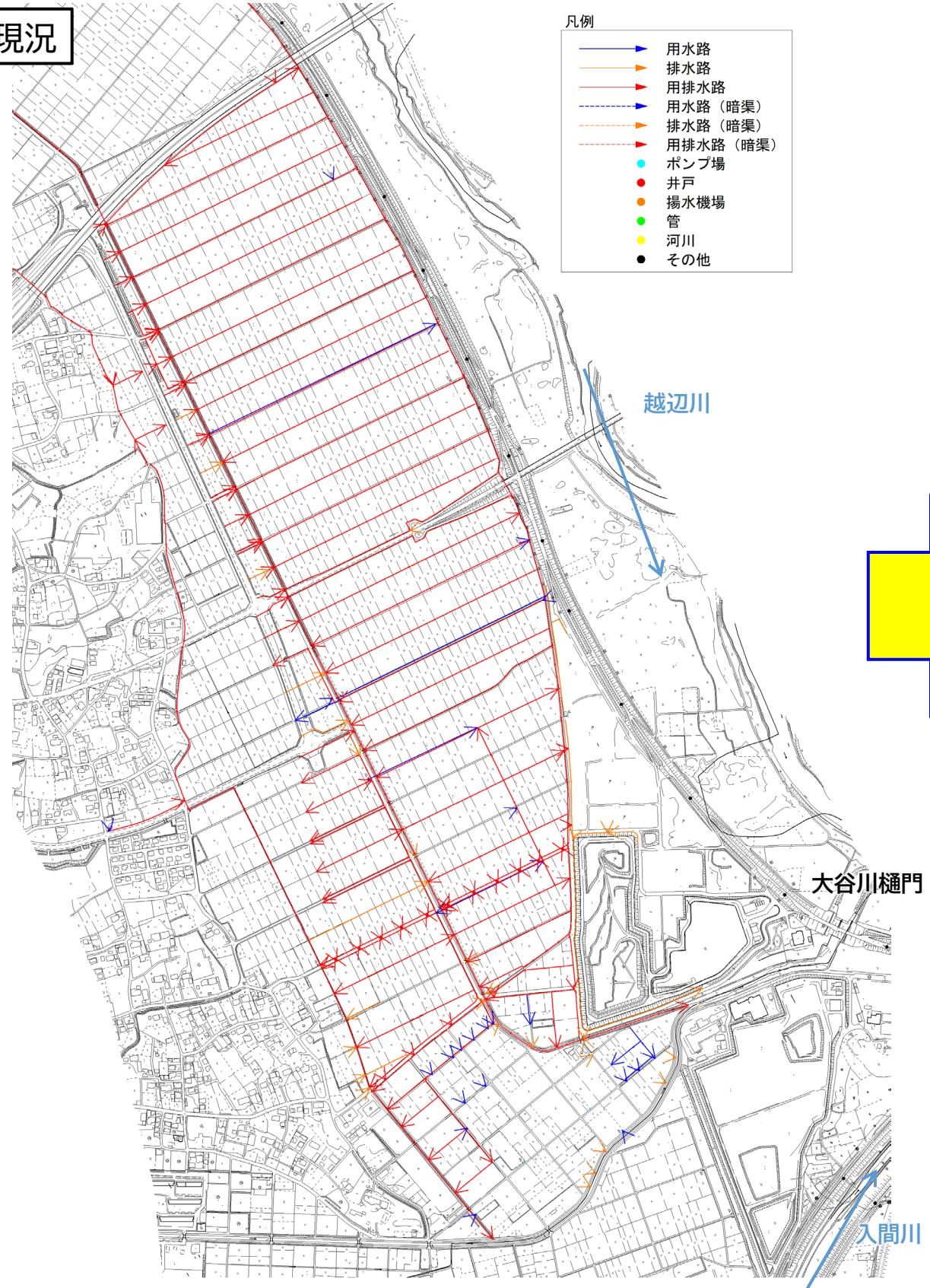
# 5. 用排水路の付け替えについて

令和4年5月説明会資料再掲

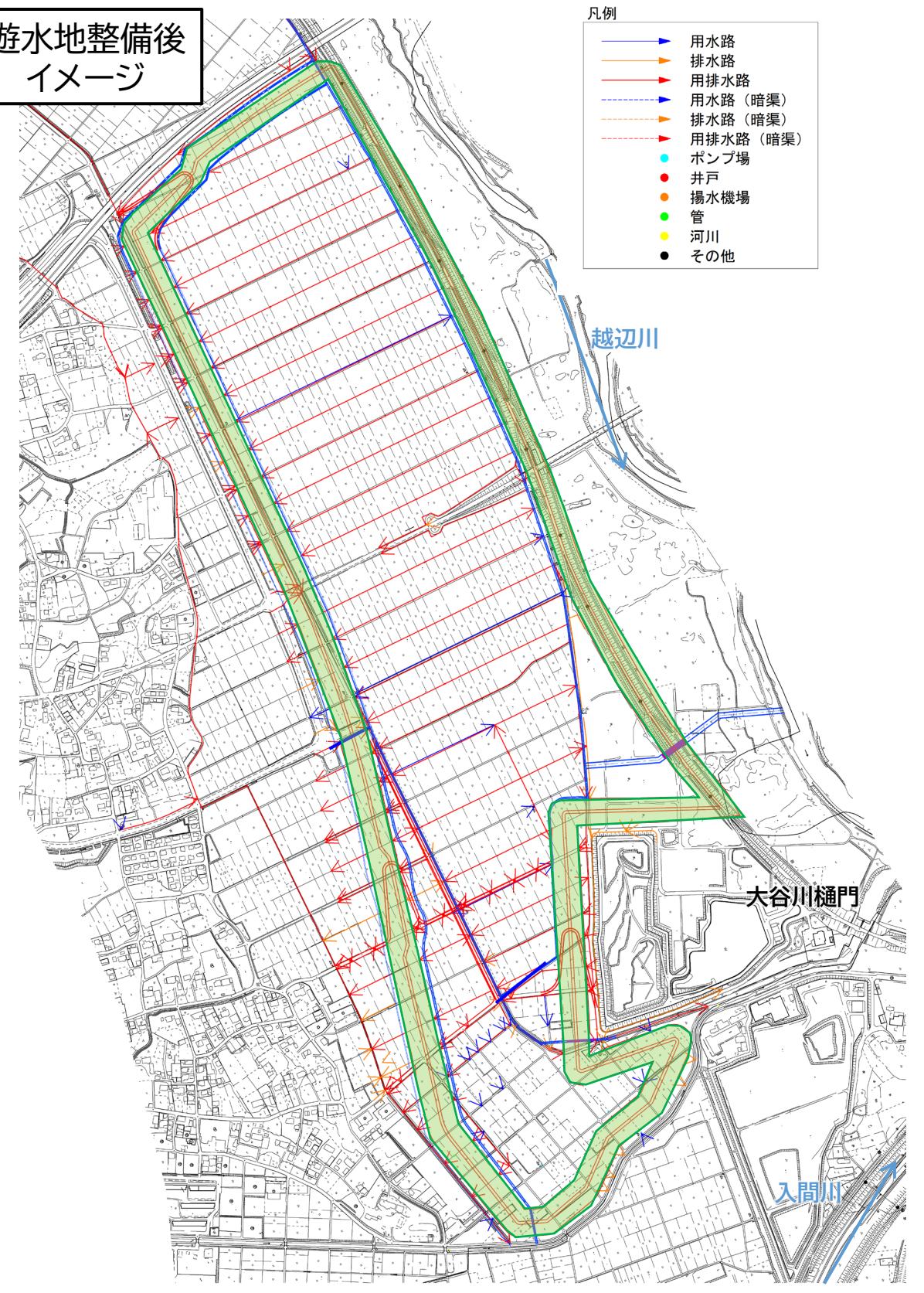
R5.2.6,13  
入間川P説明会配布資料

・周囲堤により分断される用排水路については、付け替えを行い、現状の用排水機能を確保します。

現況



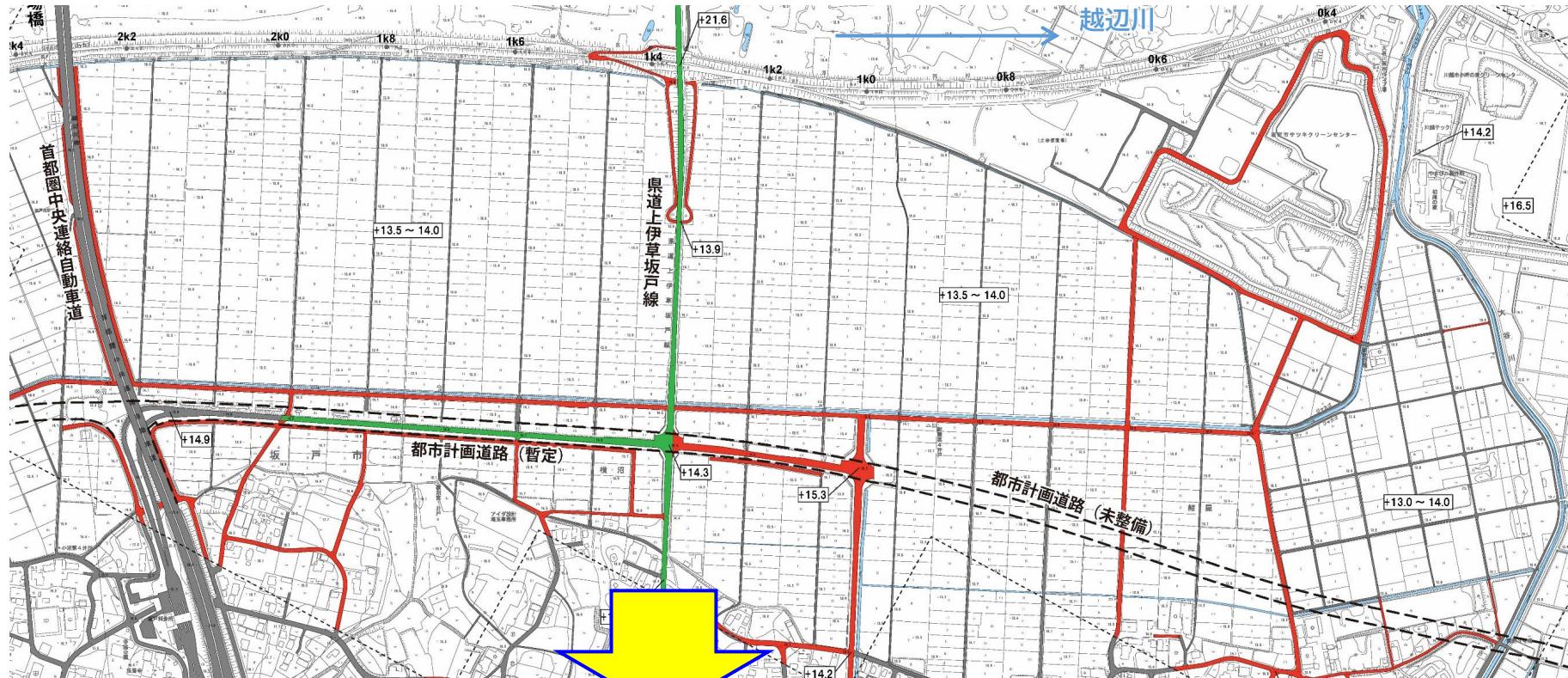
遊水地整備後  
イメージ



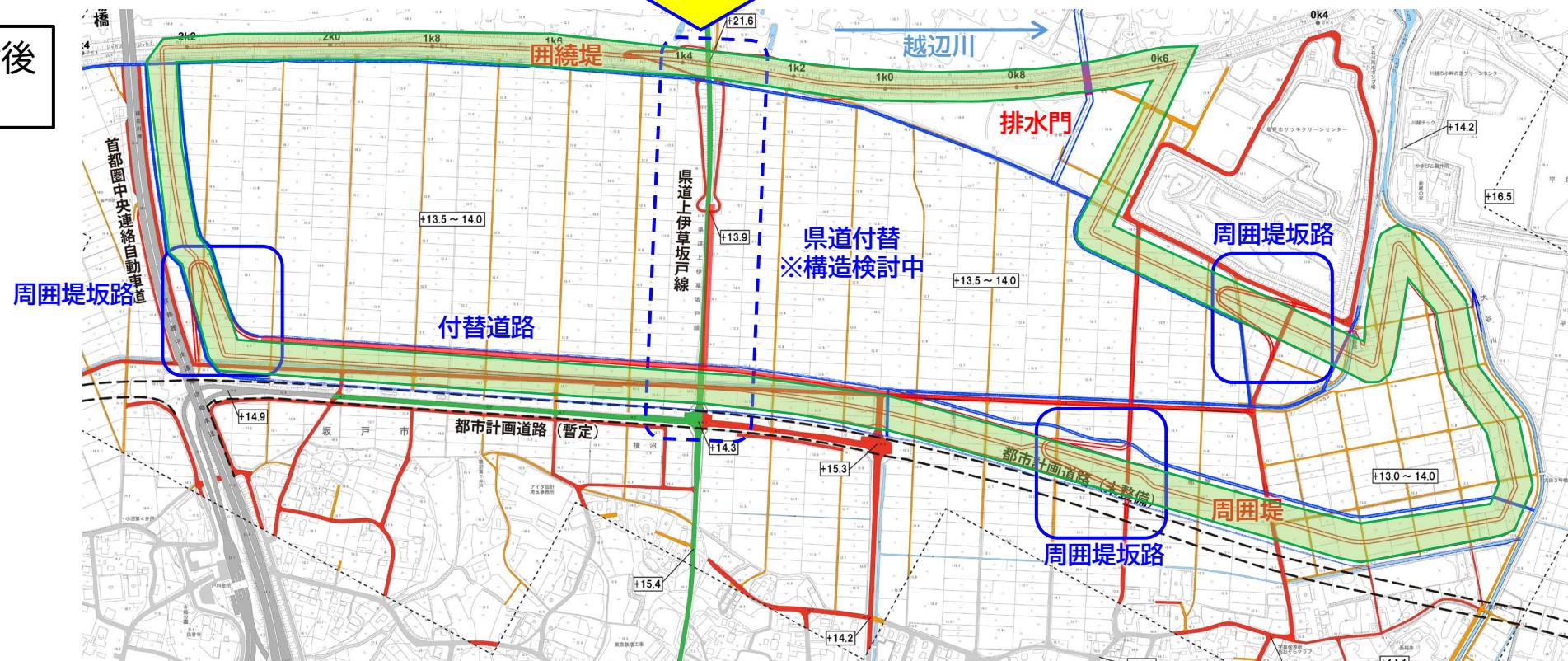
※本図面は令和5年1月時点のものであり、決定したものではありません。

- ・周囲堤に分断される道路については、周囲堤に坂路を設置し、現状の道路機能を確保していきます。
- ・都計道と並走する市道については、池内に付け替えし道路機能を確保します。
- ・周囲堤及び囲繞堤の脇に管理用通路を設置し、必要に応じて道路機能の確保していきます。

現況



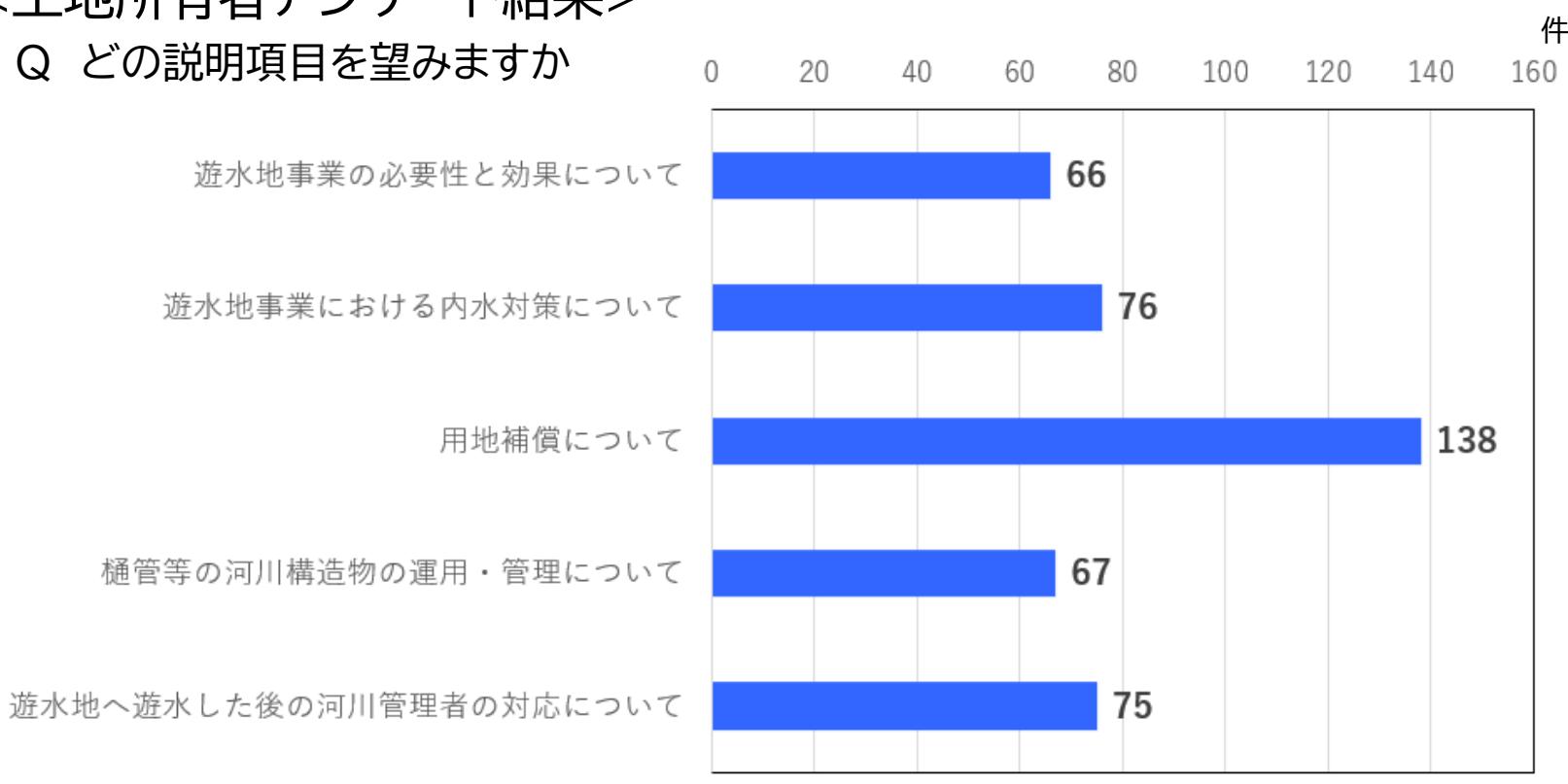
遊水地整備後イメージ



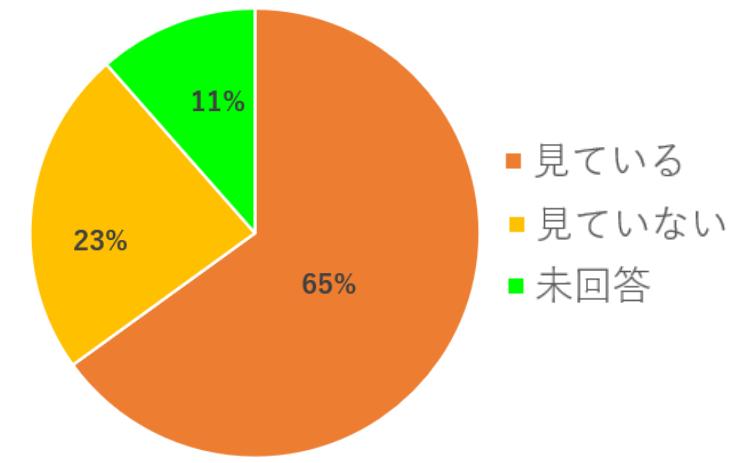
※本図面は令和5年1月時点のものであり、決定したものではありません。

## <土地所有者アンケート結果>

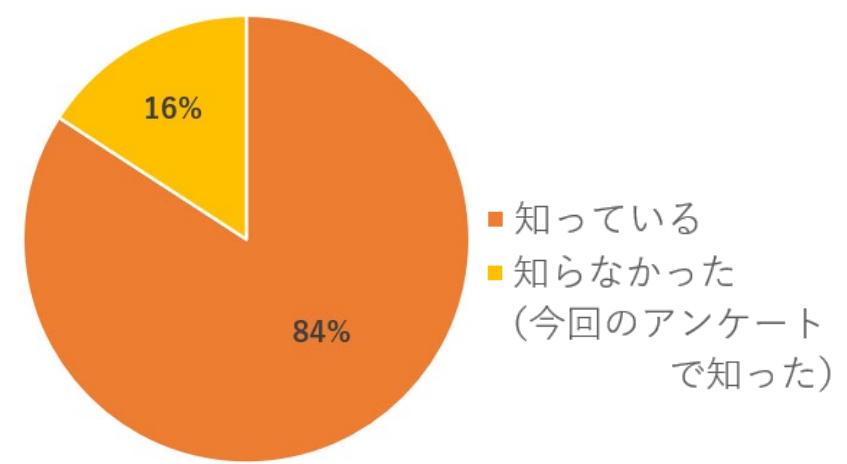
Q どの説明項目を望みますか



Q 事業説明資料について



Q 遊水地事業の認知度について

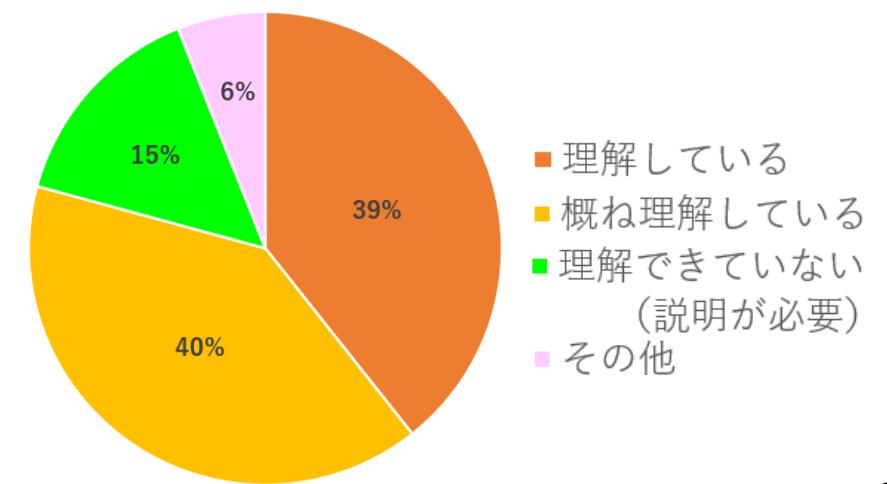


## <耕作者アンケート結果>

Q 遊水地整備後の耕作にあたって懸念していることについて



Q 遊水地事業の事業内容について



## ◆土地所有者からの意見

※主な意見は以下のとおり。

## ○計画論に対する意見

- ・越辺川遊水地だけでなく、上流からの対策を行うこと。
- ・台風では家の周りが浸水して大変だったので、早急に遊水地の整備をお願いします。
- ・早期に遊水地整備をして頂きたい。災害が起き、被害が生じたら取り返しがつかなくなります。
- ・近年、災害が多発しています。早期完成を要望します。
- ・遊水地整備の地域選択がひどいです。治水対策も必要ですが、地元の人が納得する方法を考えて下さい。

## ○内水関係に対する意見

- ・これまで内水は、上流から流れてくる雨水を含め遊水地予定地内の用水路から排水されている。遊水地ができることによって、内水氾濫が頻繁におこる事が危惧される。
- ・大谷川の内水問題について、遊水地にして土手でかこまれてしまうと、現状のように大谷川の増水分が田んぼにプールできる方が一番良い治水対策だと思う。遊水地の場合、排水機のみが頼りになるし、夜中の突然のゲリラ豪雨がおきた場合、排水機が操作できなければ最悪のケースになる。

## ○補償関係に対する意見

- ・遊水地内の土地も買取りにしてほしい。
- ・国で土地を買取り、耕作地として国が耕作者に貸しだしてほしい。
- ・最終決定ではないが「周囲堤坂路」が余りにも少な過ぎる。農業機械を移動させるには、進入路をもっと多く確保すべき。
- ・遊水地に水が入った場合、遊水地内に流れ込んでいた用水の逆流を防ぐために水路を遮断するようだが、用水路の水はどうなるのか。
- ・土地所有者と耕作者がいる場合の補償はどのような補償になるのか。
- ・用地はどのように補償されるのか。
- ・補償がないのなら賛成はできません。
- ・洪水流入時の撤去と原状回復はそのつど国にやってもらいたい。
- ・遊水地への洪水流入時、その度に国が土砂撤去などを行ってもらわないと、耕作者に耕作を依頼出来ない。
- ・遊水地になれば、共済制度を利用できないのではないのか。
- ・共済保険を紹介するだけでなく、30年に1度位の遊水地利用を想定しているという説明があったが、その程度の頻度数なら被害状況に応じた全額補償を国が考えてもいいのではないのか。
- ・具体的な法線等を早く示し、補償内容等含め聞いた上で、今後の農業計画も考えなければと思う。

## ○継続的な営農に対する意見

- ・土地を貸しているのに、計画によって貸し出しができなくなるのが困る。
- ・遊水後に田として利用出来るのか。
- ・将来、河川区域と同じ扱いになれば、水路の整備、圃場整備が出来なくなるのではないのか。

## ○防災・避難関係に対する意見

- ・令和元年の台風による洪水が発生、被害が顕著であったが、堤防決壊を含め何ら行政からの情報がありませんでした。身近となる遊水地の展開に伴い洪水時に適切な避難情報等の提供が得られるか、不安があります。

## ○その他の意見

- ・事業実施にあたり反対、中止の動きがあるが、事業は計画どおり遂行されるのか。
- ・坂戸東川越線と堤防との関係は切り離せない。
- ・土地所有者、水利組合等だけでなく、周辺の皆様にも声をかけ、説明会を開催してほしい。

## ◆耕作者からの意見

※主な意見は以下のとおり。

## ○計画論に対する意見

- ・現在の堤防を2倍から5倍くらいの堤防にすれば良いと思う。
- ・最近ではゲリラ豪雨等でも田んぼに水が溜まる事がしばしばあるので、できるだけ早く遊水地計画を実施してください。
- ・遊水地計画に反対します。遊水地ではなく未来に希望を持てる計画にしてもらいたい。

## ○内水関係に対する意見

- ・事業区域外の洪水が心配。特に大谷川からの洪水による災害。
- ・内水の処理方法が問題です。越辺川の氾濫水位が下がらなければ内水は、越辺川に排水できない。
- ・今まで以上に冠水が多くなるのではないかと心配です。
- ・堤防を作っても、大谷川を改修しなくては無駄だと思います。

## ○補償関係に対する意見

- ・遊水地内への進入路が従来よりも不便になること。
- ・懸念はあるものの、その後の補償次第だと思います。
- ・土地所有者及び耕作者に対する補償。
- ・遊水内の耕作物の補償は毎回補償して欲しい。
- ・遊水地になれば、共済制度を利用できないのではないかと。
- ・地役権補償だけでは、土砂、ゴミなどの被害を受けた時の片付けなど、地権者と耕作者が違った場合対応できない。
- ・遊水地への洪水流入後に伴う土砂の撤去対応について。

## ○継続的な営農に対する意見

- ・河川区域と同じ扱いになれば、水路の整備が出来なくなるのではないかと。

## ○その他の意見

- ・周りに堤防ができると、耕作、通勤、通学、用足しですごく不便になる。

# 遊水地整備に関する これまでの主なご質問に対する 荒川上流河川事務所の考え方 【(仮称)越辺川遊水地】

令和4年9月

本資料は、越辺川遊水地整備について関係する住民の皆様などから関係者説明会等でいただいたご意見に対する荒川上流河川事務所の考え方を示したものです。  
本資料に記載されている内容は、令和4年9月時点のものであり、今後の検討状況等により内容が変更になる場合があります。  
なお、変更となった場合には速やかに更新致します。

## Q. 遊水地を整備する目的は何ですか。

R3.3回覧資料より

- 令和元年の洪水など、近年、洪水は激甚化、頻発化しており、川の中だけで洪水を抑え込むには限界があります。
- 入間川の流域でも、これまでも堤防の整備のほか、合流点の改修や排水機場の整備を実施してきましたが、令和元年洪水では甚大な被害が発生してしまいました。
- そのため、入間川流域緊急治水対策プロジェクトでは、都幾川、越辺川、入間川の水位を下げるための河道掘削や樹木伐採、堤防の嵩上げなどに加え、遊水地を整備することで、令和元年洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、地域の安全性の向上を目指しております。

## Q. どうしてこの位置に越辺川遊水地を整備するのでしょうか。

- 越辺川遊水地の整備は、大雨の際、越辺川の水位が上昇し、堤防を越流し、決壊することを防止するため、一時的に河川水を貯留することで越辺川の水量を減らすことができ、その結果、越辺川遊水地整備を行った周辺地域や下流の水位を下げることを目的にしています。
- 越辺川遊水地の整備位置は、地盤が低く、水が溜まりやすい地形や河川の特徴、住家や公共施設などの立地状況などを勘案し、候補地を選定しています。

## Q. 遊水地の大きさはどのように決めたのですか。

R3.3回覧資料より

- 令和元年洪水と同規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な容量を確保することとしており、越辺川遊水地は、概ね500万m<sup>3</sup>が必要となります。

## Q. 遊水地はいつ完成するのですか。

R3.3回覧資料より

- 遊水地の整備には地権者のみなさまや関係者のご協力が必要です。  
これからも丁寧な説明をさせていただきながら、事業を進めてまいります。
- 地域の皆様の理解を得られた後、すみやかに整備を進めていきたいと考えております。

## Q. 周囲堤・囲繞堤はどのくらいの高さになるのですか。

R3.3回覧資料より

- 周囲堤・囲繞堤の高さは地盤高との関係がありますが、概ね5～7m程度の高さを想定しています。
- また、堤防の法尻から約10m程度の幅で管理スペースを確保し、管理用通路や水路などを整備する予定です。

## Q. 越辺川遊水地整備に代わる対策が他にあるのではないのでしょうか。

- 令和元年東日本台風被害を踏まえ、地域の安全・安心を確保するための治水対策について、堤防の嵩上げ・拡幅、ダム、遊水地、放水路、引き堤等の様々な対策メニューの比較検討を行っています。
- 検討の結果、地域の安全・安心確保のスピード、社会的影響及び事業コスト等を総合的に勘案した結果、遊水地整備が適していると判断し、国、県、市、町が連携して策定した「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」に盛り込んでおります。

## Q. 越辺川遊水地の整備により大谷川流域の内水による浸水被害が拡大するのではないか。

- 現在でも越辺川遊水地の整備を計画している地域の周辺では、内水により田んぼ等の浸水被害が発生していることを承知しています。
- 越辺川遊水地の整備により、現在よりも大谷川流域等の内水による被害が拡大しないように対策を検討しているところです。

## Q. 遊水地内の土地利用はどのようなのですか。

R3.3回覧資料より

- 現在、越辺川遊水地の整備にあたっては、地役権の設定による整備を予定しております。
- 遊水地の区域のうち、河川管理施設の整備を行わない田んぼや畑等については用地取得は行わず、地役権を設定し、基本的には遊水地整備後もこれまでと同じように土地利用頂けます。
- なお、遊水地内の地役権を設定した土地には、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置制限が生じます。
- 一方で、周田堤、排水門、初期湛水地、減勢池及び地内水路などの河川管理施設を整備する必要があり、これらの整備にあたっては用地を取得する必要があります。

## Q. 現状どおり遊水地内に進入できるのですか。

R3.3回覧資料より

- 遊水地を計画している区域では営農がされており、周囲堤整備後も営農に支障がないように進入できるルートを集約しつつ確保いたします。
- 具体的には、周囲堤を乗り越える坂路の整備を予定しており、坂路の位置や幅(幅員)、勾配等については、今後、関係者と調整を図りながら検討してまいります。

## Q. 農地をすべて買収してもらえますか。

R3.3回覧資料より

- 越辺川遊水地の整備にあたっては、地域の安全・安心の確保と優良農地の保全が大事だと考えており、地役権の設定により進めていきたいと考えております。
- 遊水地の区域のうち、河川管理施設の整備を行わない田んぼや畑等については用地取得は行わず、地役権を設定し、基本的には遊水地整備後もこれまでと同じように土地利用頂けます。
- なお、遊水地内の地役権を設定した土地には、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置制限が生じます。
- 一方で、周囲堤、排水門、初期湛水地、減勢池及び地内水路などの河川管理施設を整備する必要があり、これらの整備にあたっては用地を取得する必要があります。

## Q. 地役権の補償はいくらですか。

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
  - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

## Q. 遊水地内の施設の補償はどうなるのですか。

○遊水地内で河川管理施設整備に伴い買収を計画している範囲の物件については、基本的に遊水地の外への移転対象となります。

○なお、地役権設定を計画している範囲の物件については、現状の営農等の土地利用継続に必要な施設として、遊水地内での存置等について、今後、個別に検討する必要があると考えています。

## Q. 営農者への補償をどのように考えているのか。

- 地役権の設定に伴う補償は、原則、土地所有者に対して補償するものと考えています。
- 河川管理者としましては、洪水流入後の復旧に掛かる負担が軽減される方策を検討していく必要性は承知しております。

## Q. 地役権補償の一括払いについてどのような考え方なのか。

- 地役権の補償は、
  - ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
  - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。
- そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。
- 地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

Q. 越辺川遊水地内に洪水が流入した場合、堆積した土砂の撤去及び施設復旧は国は行わないとしているが、災害が発生した場合の復旧は国の援助が必要なことから農家への支援を要望する。

- 遊水地に洪水が流入した場合、河川管理者ができる対応の検討を進めていきたいと考えております。
- 遊水地の整備にあたっては、中小規模の洪水の流入時や内水の流入時に、遊水地内の農地の冠水ができる限り抑えられるよう、初期湛水地や地内水路等の整備を進めてまいります。
- これまで農地の災害復旧事業を所管する関東農政局に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど対応させて頂いております。
- あわせて、埼玉県、坂戸市とも連携をさせて頂き、大規模災害時の対応については、引き続き、検討をさせていただきます。

## Q. 流入したゴミ、土砂の撤去は誰が行うのか。

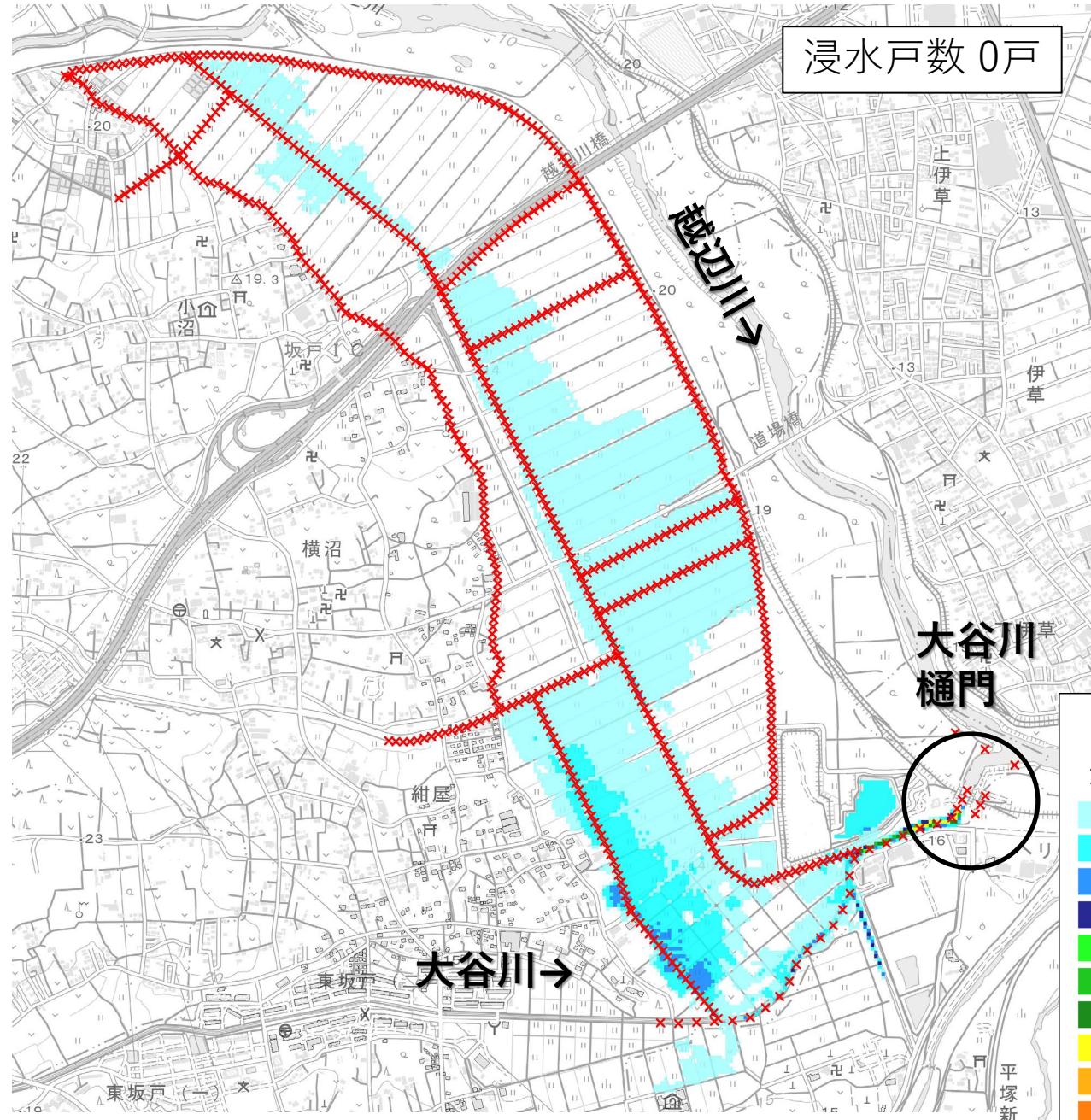
- 遊水地の整備にあたり、他の地域での遊水地整備時の対策事例を参考に、できるだけ遊水地内にゴミや土砂が流入しないような対策を検討してまいります。
- 具体的には、初期の洪水を受け止める初期湛水地の整備や初期湛水地での浮遊ゴミ対策の整備等を検討してまいります。
- なお、遊水地内に貯まったゴミや土砂の撤去については、各施設の管理者での対応が基本となりますが、災害の発生に起因した土砂の堆積や農業施設の復旧は国による災害復旧制度があります。
- これまで農地の災害復旧事業を所管する関東農政局に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど、対応させて頂いております。
- あわせて、埼玉県、坂戸市とも連携をさせて頂き、大規模災害時の対応については、引き続き、検討をさせていただきます。
- さらに、遊水地に洪水が流入した場合、河川管理者ができる対応の検討を進めていきたいと考えております。

## Q. 遊水地への洪水の流入により浸水した農作物の補償はどうするのか。

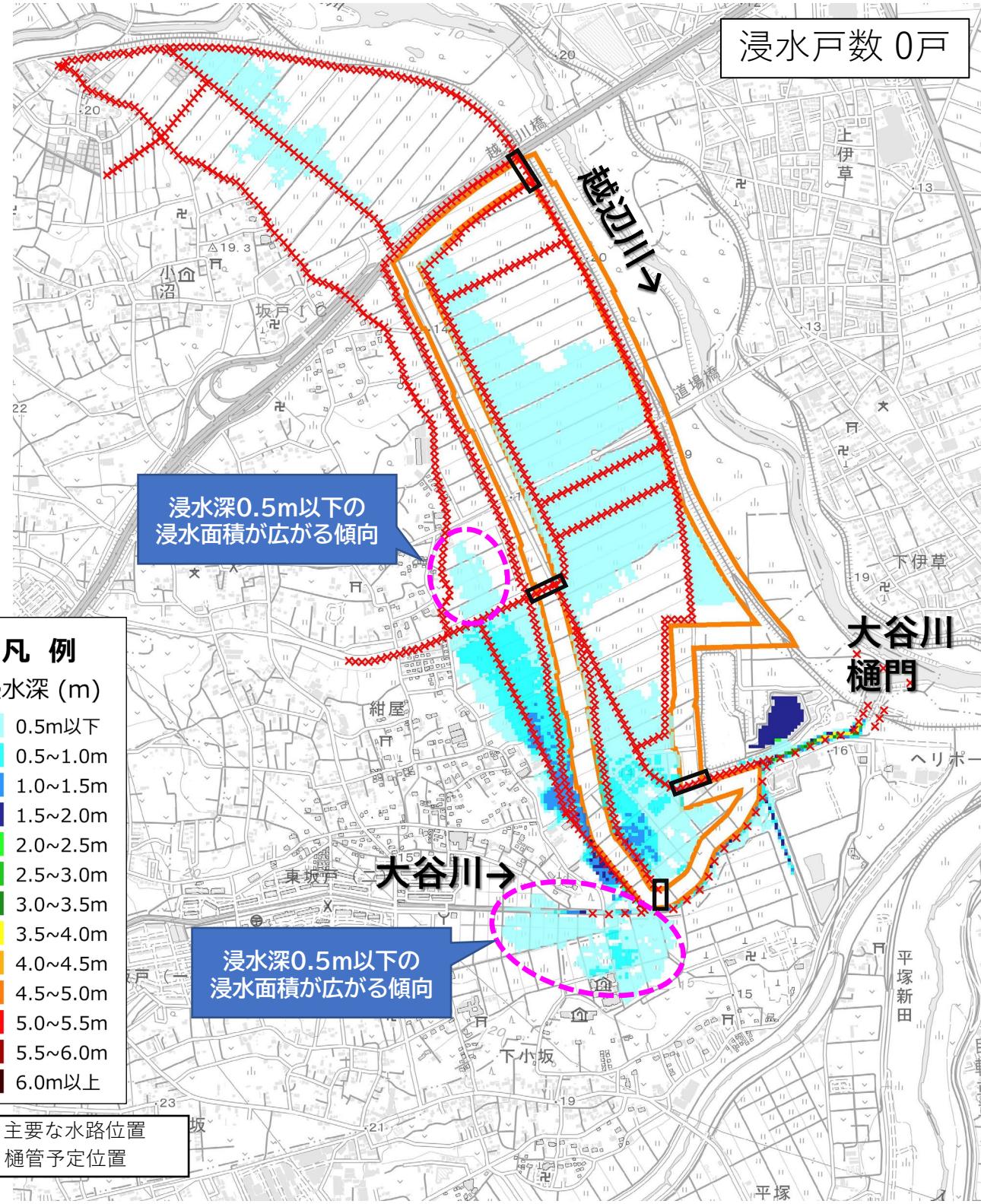
- 遊水地の整備にあたっては、中小規模の洪水の流入時や内水の流入時に、遊水地内の農地の冠水ができる限り抑えられるよう、初期湛水地や地内水路等の整備を進めてまいります。
- しかしながら、現時点で国土交通省が対応できる農作物への補償制度はありません。
- そのため、農作物の補償については、これまでも農業共済を運営する埼玉県農業共済組合に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど、対応させて頂いております。
- 農作物の被害については、一般的に風水害等の気象上の原因による災害等に起因して、農作物等の損害を受けた場合については、農業共済に加入している農業者の方に対しては、農業保険法の規定に基づき、農業共済から損害の程度に応じて補償が行われるので、農業共済組合等にご相談下さい。

・大谷川で計画されている規模の雨が降った場合、遊水地整備することでどのような影響があるのか、シミュレーションを実施しました。

## 1. 現況（遊水地なし）【最大浸水深】



## 2. 遊水地整備後（遊水地あり）【最大浸水深】 【速報値】



**凡例**

浸水深 (m)

0.5m以下
0.5~1.0m
1.0~1.5m
1.5~2.0m
2.0~2.5m
2.5~3.0m
3.0~3.5m
3.5~4.0m
4.0~4.5m
4.5~5.0m
5.0~5.5m
5.5~6.0m
6.0m以上

✕ 主要な水路位置  
□ 樋管予定位置

### ■ 検討したシミュレーションの条件 ■

- ・雨は大谷川下水道計画(時間最大雨量57mm/h)とする。
- ・大谷川樋門は閉鎖し、大谷川雨水ポンプ場は21.0m<sup>3</sup>/sで運転とする。
- ・越辺川から遊水地へ流入していない条件とする。
- ・周囲堤に新たに設置した樋管は全開の状態とする。
- ・越辺川の河道は、遊水地整備前は令和2年度の河道、遊水地整備後は入間川流域緊急治水対策プロジェクト完了後の河道とする。
- ・主要な水路のみをモデル化し、検討を実施。

1. 流域治水

**新規事項** 災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去

○ 遊水地で洪水貯留を行ったのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能な制度を拡充。

※土砂等：土砂、流木、塵芥

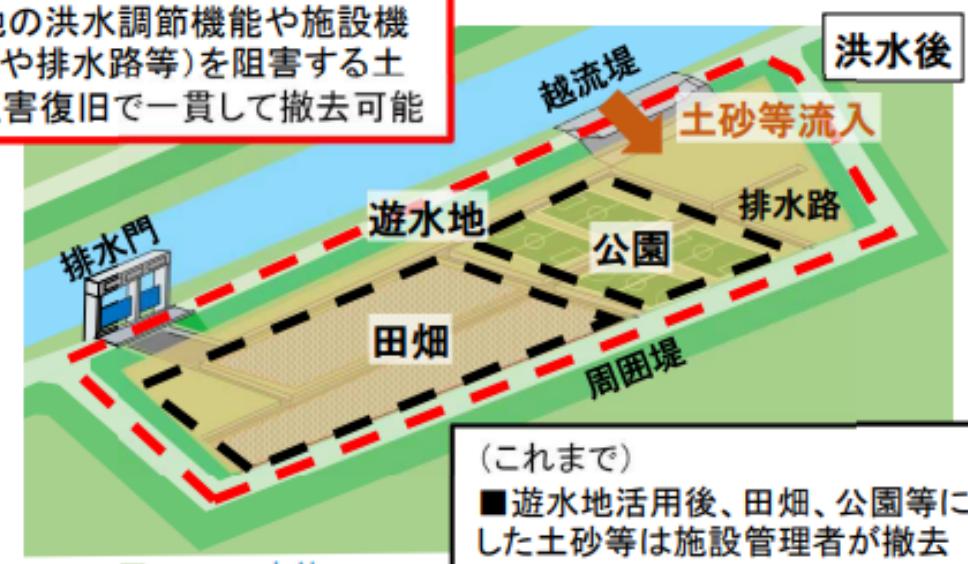
**背景・課題**

- 洪水貯留後に遊水地内に土砂堆積等が発生した場合、施設管理者が自ら土砂等を撤去。
- 堆積土砂の撤去に時間を要する場合は、次期洪水に対して洪水調節機能の低下が懸念。
- 河川維持管理予算や、施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な土砂撤去が困難であることから、激甚化・頻発化する洪水に対応できないおそれ。

**新規事項**

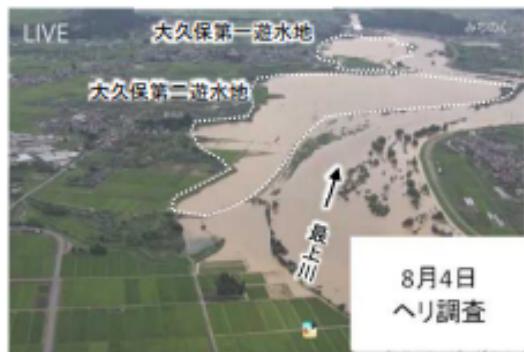
- 遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とする。  
**対象**：河川管理者(国、都道府県等)  
**拡充内容**：土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合に、当該土砂等の撤去を災害復旧事業の対象に追加

(今後)  
 ■遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能



(これまで)  
 ■遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去

堆積土砂等により洪水調節機能や遊水地の機能を阻害  
 →災害復旧により土砂等を撤去



【遊水地への湛水状況(令和4年8月4日)】



【遊水地内の堆積事例】

# 10. 農地、農業用施設が被災した場合の復旧方法について②

■農地・農業用施設への土砂堆積や冠水にともなう農地・農業用施設、農機具の被害に対して、一定程度の条件※はありますが、様々な復旧支援制度があります。

■一定程度の条件※に該当し、かつ復旧事業費が40万円以上の時は、国(農林水産省)の災害復旧事業が適用されます。

復旧事業費が40万円未満の場合は、市の災害復旧事業やその他支援金などを活用できる場合があり、既存の制度を最大限に活用して復旧支援を行います。

復旧事業費	復旧方法	
40万円以上	<p>農地・農業用施設災害復旧事業(農林水産省) ※令和元年の実績あり</p>	
40万円未満 13万円以上	<p>農地等小災害復旧事業債 (市) ※激甚災害指定の場合 ※令和元年の実績あり</p>	<p>単独災害復旧事業 (市)</p>
13万円未満	<p>多面的機能支払い交付金 (活動組織) ※被災した農業用施設の 復旧も可能</p>	

災害の実績により支援金の措置(農林水産省)

- 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)  
→ 例:稲わら等の撤去
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金  
→ 例:ハウス部材の撤去、農機具の再取得

など

※農地・農業用施設災害復旧事業の対象となるのは、『異常な天然現象』とされており、降雨であれば「24時間雨量が80mm以上、時間雨量が20mm以上」であり、洪水であれば「はん濫注意水位以上」のため、遊水地への流入ははん濫注意水位以上と見込まれるため、『異常な天然現象』に該当するものと考えられます。

# 10. 農地、農業用施設が被災した場合の復旧方法について③

■農業保険制度は、農業保険法に基づき、自然災害や不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する「農業共済制度」と、農作物の需給変動等による農業者ごとの収入減を補填する「収入保険制度」からなる国の公的保険制度です。

## 【農業共済制度】農業共済事業「農作物共済(水稲)」

■農作物共済(水稲)は、農作物(水稲)が自然災害等の被害を受けた場合に減収量等に対して損失補填をします。

<主な補償内容>

■主なメニュー

以下のメニューから、  
農業者が選択できます

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
地域インデックス方式	農業者ごとに補償対象となる事故が発生した場合であって、市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産等計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、共済事故により収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、共済事故により収穫量が9割を下回った場合	JA等の出荷資料や税務申告の帳簿による収穫量(又は生産金額)

※一筆が全損の場合は、その耕地の基準収穫量を減収量とみなして共済金を支払う一筆全損特約が、特約を付加せずに全ての引受方式に適用されます。  
※一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の減収があった場合共済金が支払われます。

## 【収入保険制度】農業経営収入保険事業「収入保険」

■収入保険は、様々なリスクから農業経営を守ります。  
加入できる方:青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

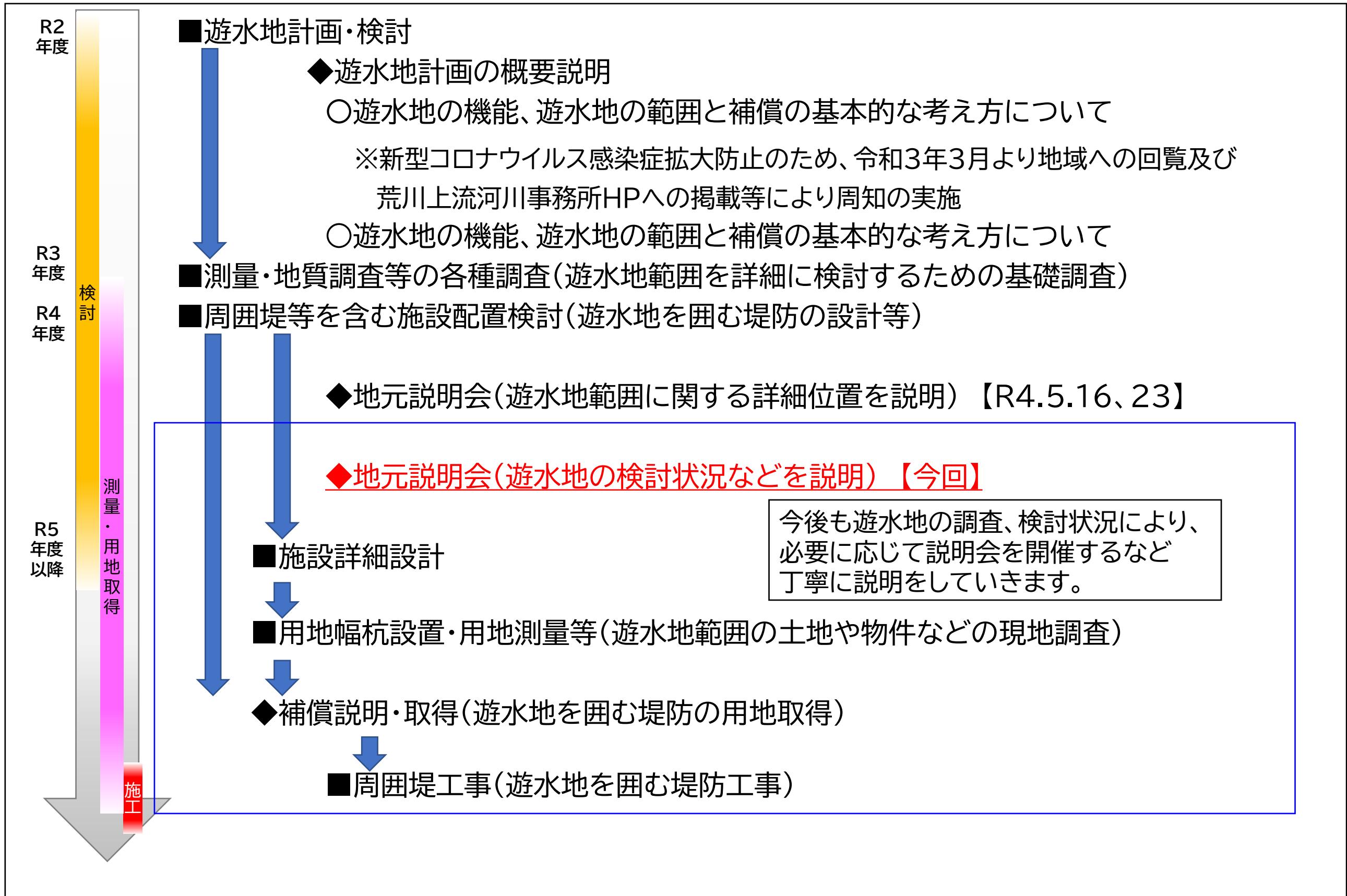
■補償内容:保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、  
**農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象**です



<p>自然災害等で減収</p>	<p>市場価格が下落</p>	<p>災害で作付不能</p>	<p>けがや病気で収穫不能</p>
<p>倉庫の浸水被害</p>	<p>取引先の倒産</p>	<p>盗難や運搬中の事故</p>	<p>為替変動で大損</p>

# 11. 今後のスケジュールについて



※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めていきます。

※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。